

## 大阪歯科大学歯学部学業成績評価に関する規程

### 【現行】

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪歯科大学学則（以下「学則」という。）  
第35条に基づき必要な事項を定める。

(カリキュラム)

第2条 カリキュラムは、科目を主とする以下の11コースを基本構成とする。

- (1) 態度教育
- (2) 教養教育
- (3) 語学・情報科学教育
- (4) 基礎科学教育
- (5) 基礎系歯科医学教育
- (6) 社会系歯科医学教育
- (7) 臨床系歯科医学教育
- (8) 総合医学系教育
- (9) 第1～4学年歯科医学統合教育
- (10) 歯科臨床教育
- (11) 歯科医学統括教育

2 科目の単位については、15時間から30時間の授業時間及び自学自習時間を含む45時間の学修をもって1単位とする。各科目の単位数は【別表1】に示す。

3 各学年で修得しなければならない単位数は次の通り定め、学則第35条により、試験の合格者に次の単位を与える。詳細は【別表】に示す。

### 【改正】

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪歯科大学学則（以下「学則」という。）  
第35条に基づき必要な事項を定める。

(カリキュラム)

第2条 カリキュラムは、科目を主とする以下の11コースを基本構成とする。

- (1) 態度教育 (第1～4学年)
- (2) 教養教育 (第1学年)
- (3) 語学・情報科学教育 (第1・3学年)
- (4) 基礎科学教育 (第1学年)
- (5) 基礎系歯科医学教育 (第1～3学年)
- (6) 社会系歯科医学教育 (第2・3学年)
- (7) 臨床系歯科医学教育 (第3・4学年)
- (8) 総合医学系教育 (第3・4学年)
- (9) 歯科医学統合教育 (第1～4学年)
- (10) 歯科臨床教育 (第5学年)
- (11) 歯科医学統括教育 (第6学年)

2 科目の単位については、15時間から30時間の授業時間及び自学自習時間を含む45時間の学修をもって1単位とする。各科目の単位数は【別表】に示す。

3 各学年で修得しなければならない単位数は次の通り定め、学則第35条により、試験の合格者に次の単位を与える。詳細は【別表】に示す。

- (1) 第1学年（各科目）の単位数46単位
- (2) 第2学年（各科目）の単位数45単位
- (3) 第3学年（各科目）の単位数44単位
- (4) 第4学年（各科目）の単位数46単位
- (5) 第5学年（各科目）の単位数40単位
- (6) 第6学年（各科目）の単位数25単位

4 第2学年編入学生に係る特例については、次の通り定める。

- (1) 学則第14条の2に該当する科目については単位を認定し、受講を免除する。
- (2) 第1学年科目のうち履修すべき科目については第2学年において履修するものとする。
  - ①授業は放課後、夏季休暇等、第2学年の授業時間割と重複しないよう実施する。
  - ②科目の評価は科目試験、小テスト、口頭試問、出席状況、受講態度、レポートなどを参考に総合的に判定する。

（出欠席）

第3条 履修科目のすべての授業に出席しなければならない。

- 2 交通機関の運休や気象警報の発令、感染症の罹患等により、止むを得ず欠席等する場合の措置は、「学生の通学が困難となる事由が発生した場合の授業等の取扱い規程」に定める。
- 3 遅刻、早退は、1回につき、3分の1コマの欠席に換算する。

（受験・評価のための資格）

- (1) 第1学年（各科目）の単位数46単位
- (2) 第2学年（各科目）の単位数45単位
- (3) 第3学年（各科目）の単位数44単位
- (4) 第4学年（各科目）の単位数46単位
- (5) 第5学年（各科目）の単位数40単位
- (6) 第6学年（各科目）の単位数25単位

4 第2学年編入学生に係る特例については、次の通り定める。

- (1) 学則第14条の2に該当する科目については単位を認定し、受講を免除する。
- (2) 第1学年科目のうち履修すべき科目については第2学年において履修するものとする。
  - ①授業は放課後、夏季休暇等、第2学年の授業時間割と重複しないよう実施する。
  - ②科目の評価は科目試験、小テスト、口頭試問、出席状況、受講態度、レポートなどを参考に総合的に判定する。

（出欠席）

第3条 履修科目のすべての授業に出席しなければならない。

- 2 交通機関の運休や気象警報の発令、感染症の罹患等により、止むを得ず欠席等する場合の措置は、「学生の通学が困難となる事由が発生した場合の授業等の取扱い規程」に定める。
- 3 遅刻、早退は、1回につき、3分の1コマの欠席に換算する。
- 4 次のいずれかの要件を満たさない者は授業に参加することはできない。またすべての試験について受験資格を与えない。
  - (1) 学費（授業料、施設維持費、教育充実費）を完納すること。
  - (2) 定期健康診断を受診し、完了すること。

（評価基準）

第4条 受験・評価のための資格については次の通り定める。

- (1) 第1学年～第4学年において、各学年のシラバスに記載された各科目の予定開講コマ数の80%以上の出席者に受験・評価のための資格を与える。80%に満たない者は受験失格とする。ただし、科目単位数が1単位及び0.5単位の科目については、各年度で科目ごとに欠席上限コマ数を定める。
- (2) 第1～3学年において、当該年度の受験失格科目を保有する者に対して総括試験の受験資格を与えない。
- (3) 態度教育については各科目で次の項目に基づいて受験・評価のための資格を与える。
  - ①全出席を原則とする。
  - ②科目試験、口頭試問、受講態度、レポートなどを参考に評価する。
- (4) 第1・2学年において、すべての科目試験の得点率がそれぞれ65%以上の者及び65%以上で指定された補講（土曜日補講含む）を受講した者に総括試験の受験資格を与える。得点の評価は第6条第1項第1号に規定する。なお、科目試験について2科目以内の不合格者も総括試験を受けることができるものとする。その対応は第6条第1項第2号の規定のとおりとする。土曜日補講の受講対象者が遅刻、早退、欠席した場合は、再補講を実施する。なお、再補講未履修者には総括試験の本再試験の受験資格は与えない。
- (5) 第3学年について、すべての科目試験の得点率がそれぞれ65%以上、かつ朝テスト（4月～7月）を80%以上の回数の受験を要し、朝テスト及び実力試験（7月と9月の2回実施）の総合得点率がそれぞれ65%以上の者並びに朝テスト、科目試験及び実力試験の再試験の全ての合格者に総括試験の受験資格を与える。なお、科目試験について2科目以内の不合格者も総括試験を受ける

第4条 学業成績の評価は、秀、優、良、可及び不可とし、その得点区分は次のとおりとする。

- (1) 90～100点・・・秀
  - (2) 80～89点・・・優
  - (3) 70～79点・・・良
  - (4) 65～69点・・・可
  - (5) 65点未満・・・不可
- 2 得点率で判定している試験については、得点率を得点に換算して評価する。なお試験当日の欠席者の評価は0点とする。

ことができるものとする。その対応は第6条第1項第2号の規定のとおりとする。土曜日補講の受講対象者が遅刻、早退、欠席した場合は、再補講を実施する。なお、再補講未履修者には総括試験の本再試験の受験資格は与えない。

(6) 第4学年について、次の要件を全て満たす者に診療参加型臨床実習前の共用試験歯学系CBT (Computer Based Testing、コンピュータを用いた客観的試験) およびOSCE (Objective Structured Clinical Examination、客観的臨床能力試験) の受験・評価のための資格を与える。

①すべての科目試験の得点率がそれぞれ65%以上であること。なお、得点の評価は第6条第1項第1号の規定による。

②朝テスト(4月～7月; 9月～11月)は80%以上の回数の受験を要し、総合得点率が65%以上で、かつ総括試験(4回)の総合得点率と実力試験(6回)の総合得点率がそれぞれ65%以上であること。なお、総括試験の総合得点率は第1回、第2回、第3回、第4回の各総括試験の得点率にそれぞれ0.1、0.1、0.2、0.6を乗じ合計した値とし、実力試験(6回)の総合得点率は第1回、第2回、第3回、第4回、第5回、第6回の各実力試験の得点率にそれぞれ0.1、0.1、0.1、0.1、0.2、0.4を乗じ合計した値とする。また、朝テスト、科目試験、実力試験及び総括試験の再試験の全ての合格者も含む。

③コアカリに沿った講義Ⅰ～Ⅲ・実習の予定開講コマ数のそれぞれ80%以上出席し、スリップ帳等の要件を満たす者

(7) 第4学年のOSCE不合格者のうち、次の①又は②のいずれかの条件を満たす者にOSCEの再受験・評価のための資格を与える。

①CBT本試験の得点率が75%以上であること。

②コアカリに沿った講義Ⅰ～Ⅲ・実習の予定開講コマ数のそれぞれ90%以上出席し、かつ本学指定の特別試験をすべて受験し、

指定された合宿に参加及び補講（土曜日補講含む）を受講すること。

(8) 第5学年の歯科臨床教育については、臨床講義及び総合講義は予定開講コマ数のそれぞれ80%以上出席し、臨床実習は、臨床実習必携に示す当該診療科の評価基準及びスリップ帳等の要件を充たした者に診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験（Post-CC PX:Post-Clinical Clerkship Performance Examination）として実施する臨床実地試験（CPX:Clinical Practical Examination）と一斉技能試験（CSX:Clinical Skill Examination）、臨床知識試験及び臨床知識試験の再試験（本試験合格者も模擬試験として再試験を受験することを進級の要件とする。ただし、コロンビア大学研修者については、別途実施する。）の受験・評価のための資格を与える。

(9) 第6学年の歯科医学統括教育は総括講義からなる。

① 歯科医学統括教育の予定開講コマ数の80%以上出席の者に学士試験2の受験・評価のための資格を与える。80%に充たない者は受験失格とする。

② 朝小テストが80%以上出席の者に学士試験2の受験・評価のための資格を与える。80%に充たない者は受験失格とする。なお、朝小テストは毎週、月曜日と木曜日に実施し、木曜日はS、Aクラス共必須受験とし、月曜日はAクラスのみ必須（Sクラスは任意出席）とする。S、Aクラス分けについては別に定める。

③ 前年度の前級止め学生は、前年度中に開講する「留年者基礎特別講義」の予定開講コマ数の80%以上出席の者に学士試験1－①の受験・評価のための資格を与える。80%に充たない者は受験失格とする。

(10) 次のいずれかの要件を充たさない者に受験資格を与えない。

- ①学費（授業料、施設維持費、教育充実費）を完納すること。
- ②定期健康診断を受診し、完了すること。

（試験）

第5条 試験については次の通り定める。

- (1)第1～第4学年履修科目の試験は、中間試験（0.5単位の科目については任意とする）及び科目試験で構成される。
- (2)試験は所定の試験期及び各講座で適宜、行う。
- (3)試験開始5分前までに着席し、試験開始時刻まで待機すること。  
なお、試験開始時刻後の入室及び試験開始後15分以内の退室は許可しない。
- (4)科目試験（追再試験含む）は多肢選択問題、記述式問題及び論述式問題で構成する。
- (5)科目試験（本試験）の不合格者は、科目を担当する講座のオフィスアワーにおいて指導を受ける。
- (6)第1～第3学年においては、科目試験の実施後に総括試験を実施する。総括試験（追再試験含む）は多肢選択問題とし、各講座の出題問題のうち1問以上（最大で2分の1）は歯科医師国家試験の過去の問題（改変可）を含むものとし、問題は毎年変えるものとする。なお、物理学・化学・生物学・英語についてはこれを適用しない。科目試験及び総括試験の再試験の回数は1回とする。
- (7)第4学年においては科目試験の他に朝テスト、実力試験、総括試験及び共用試験歯学系CBT、OSCEを実施する。
- (8)科目試験、科目再試験、総括試験、総括再試験の欠席者の評価は0点とする。なお、疾病その他やむを得ない事情により試験を欠席し、公欠の承認を受けた者に対して追試験を1回実施する。公欠については別に示す。
- (9)第5学年で診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験（臨床実地

（第1～4学年の科目試験）

第5条 科目試験（第2条第1項第1号から第8号までの各科目の成績を評価する試験）の受験資格、試験、評価については以下に定める。

- (1)各学年のシラバスに記載された各科目の開講コマ数の80%以上の者に受験資格を与える。ただし、態度教育については全出席を原則とする。なお、科目単位数が1単位及び0.5単位の科目については、各年度で科目ごとに欠席上限コマ数を定める。
- (2)科目の試験は、中間試験（0.5単位の科目については任意とする）及び科目試験で構成される。
- (3)科目試験（追再試験含む）は、原則多肢選択問題、記述式問題及び論述式問題で構成する。
- (4)科目の評価は、科目試験、中間試験（評価については任意とする）、小テスト、口頭試問、出席状況、受講態度、レポートなどを参考に総合的に判定し、65点以上の者を合格とする。
- (5)本試験不合格者には再試験を1回実施する。また、本人の責めに帰さない事情により本試験を欠席し、公欠の承認を受けた者には追試験を1回実施する。公欠については別に示す。なお、追試験の再試験は実施しない。
- (6)追再試験は65点以上の者を合格とし、再試験合格者の評価は得点にかかわらず65点、また追試験合格者の評価は満点を80点とする。

試験・一斉技能試験)を行う。

(10) 第5学年では、臨床知識試験本試験を年6回行う。

①本試験の各回及び再試験のそれぞれの前日までにおいて、臨床講義及び総合講義の予定開講コマ数のそれぞれ80%以上の出席者に受験資格を与える。ただし、本試験2回目終了時、第1回と第2回の臨床知識試験の平均得点率が65%未満の者は、第3回以降の受験資格要件の出席率を90%以上とする。

②再試験の回数は1回とする。追試験は1回とする。なお追試験は再試験と同日に行う。

(11) 第6学年に学士試験1(学士試験1-①、学士試験1-②、学士試験1-③)、学士試験1再試験並びに学士試験2及び学士試験2再試験を実施する。

①学士試験1の再試験は1回とする。追試験は1回とする。なお追試験は再試験と同日に行う。

②学士試験2の再試験は1回とする。追試験は1回とする。なお追試験は再試験と同日に行う。

(評価)

第6条 評価については次の通り定める。

- (1) 科目の評価は、科目試験、中間試験(評価については任意とする)、小テスト、口頭試問、出席状況、受講態度、レポートなどを参考に総合的に判定し、100点満点で65点以上の者を合格とする。なお、90点~100点を「秀」、80点~89点を「優」、70~79点を「良」、65~69点を「可」、及び65点未満を「不可」とする。
- (2) 第1~3学年の総括試験及び総括再試験については、得点率が65%以上の者を合格とし、各科目の単位を認定する。第4学年については総括試験の総合得点率及び総括再試験の得点率が65%以上の者を合格とする。また、第4条第1項第4・5号の規定を充

(第1~3学年の総括試験)

第6条 総括試験(第2条第1項第9号の歯科医学統合教育の成績を評価する試験)の受験資格、試験、評価については以下に定める。

- (1) 当該年度のすべての科目の合格者に総括試験の受験資格を与える。ただし、当該年度の科目において不合格科目が2科目以内の者にも受験資格を与える。
- (2) 第3学年においては、前号に加え朝テストの受験回数80%以上かつ総合得点率65%以上を満たさなければならない。
- (3) 総括試験(追再試験含む)は多肢選択問題とし、各講座の出題問題のうち1問以上(最大で2分の1)は歯科医師国家試験の過去の問題(改変可)を含むものとし、問題は毎年変えるものとする。なお、

たした者については得点率67%以上で合格とする。なお67%未満の者の総括再試験は実施しない。

(3) 第4条第1項第4・5号の規定を充たし総括試験に合格した者に不合格科目の課題を与える。課題の評価は教務部長が行い、合格の者に当該科目の単位を認定する。ただし評価は65点とする。

(4) 前号の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、60単位を超えないものとする。

(5) 第4学年においては共用試験歯学系（CBT、OSCE）に合格（合格基準は、100点満点換算でCBT73点以上かつOSCE73点以上とする）と認定された者に第4学年の各科目の単位を与える。ただし、CBTの合格判定においては、得点が73点以上の者の最低IRT標準スコアを別途合格基準と定め、IRT標準スコアがこの基準以上である者は得点が73点未満であっても合格とする。なお、CBT再試験の合格基準は75点以上、若しくはIRT標準スコアについては本試験の75点以上の中で最低スコアとする。OSCEの再試験については75点以上とする。

(6) 第5学年においては臨床実習を完了してPost-CC PX（CPX・CSX）に合格し、臨床知識試験本試験（6回）の総合得点率が67%以上の者に歯科臨床教育の単位を与える。ただし、総合得点率は第1回、第2回、第3回、第4回、第5回、第6回の各臨床知識試験の得点率にそれぞれ0.05、0.1、0.1、0.1、0.15、0.5を乗じ、合計した値とする。なお、第4回臨床知識試験は第6学年の学士試験2を適用して実施する。実施日は第6学年の学士試験2と同日とする。

(7) 第6学年においては、学士試験1に合格した者に学士試験2の受験資格を与える。学士試験1の不合格者で復活制度を希望する学生は、学士試験2本試験を「復活試験」として受験資格を与え

物理学・化学・生物学・英語についてはこれを適用しない。

(4) 得点率65%以上の者を合格とし、追再試験においても得点率65%以上の者を合格とする。再試験合格者の評価は得点率にかかわらず65点、また追試験合格者の評価は満点を80点とする。

(5) 当該年度の科目において不合格科目が2科目以内の者の総括試験は、得点率67%以上で合格とし評価は得点率にかかわらず65点とする。なお、当該総括試験の追再試験は実施しない。

(6) 不合格科目が2科目以内の者が総括試験に合格した場合に不合格科目の課題を与える。課題の評価は教務部長が行い、課題の合格をもって当該不合格科目を合格にする。ただし評価は65点とする。

(7) 当該年度の科目及び総括試験の合格者に、当該年度の開講科目の単位を与える。



る。ただし、復活試験迄の講義出席率が 90%を超えている者にも、復活試験の受験資格を与えることとする。

- (8) 第 6 学年においては、学士試験 1 本試験は 3 回行い、その平均得点率が必修問題で 80% 以上かつ必修以外の問題で 67% 以上を合格とする。学士試験 1 再試験は必修問題で 80% 以上かつ必修以外の問題で 70% 以上の得点率で合格とする。学士試験 2 本試験は、必修問題の正解率が 80% 以上かつ一般問題及び臨床実地問題のそれぞれの得点率が 73% 以上、または必修問題の得点率が 80% 以上かつ領域別評価（総論・各論）においてそれぞれの偏差値が基準値以上を合格とする。ただし、総合得点 50 位以内の学生が必修問題の合格基準を満たしていない場合、正答数のみに 1 問加算した得点率で合否判定する。学士試験 2 本試験を「復活試験」として受験した者については、必修問題の正解率が 80% 以上かつ一般問題及び臨床実地問題のそれぞれの得点率が 73% 以上で復活試験を合格（合否基準は絶対評価のみとする）とし、復活試験を合格した者は、学士試験 2 本試験不合格者と同様の扱いにて学士試験 2 再試験を受験することができる。学士試験 2 再試験は、必修問題の正解率が 80% 以上かつ領域別評価（総論・各論）においてそれぞれの偏差値が基準値以上を合格とする。なお偏差値は当該年度の本学指定の特別試験の成績により調整の上、定める。学士試験 2 はすべての試験科目（指定する模擬試験及び学士 1 の再試験）を受験することで評価を与える。
- (9) 第 6 学年においては学士試験 2 に合格した者に歯科医学統括教育の単位を与える。ただし、学士試験 2 本試験を「復活試験」として受験した者については、学士試験 2 再試験に合格した場合に限って歯科医学統括教育の単位を与える。
- (10) 第 1 ～ 第 4 学年の科目の再試験合格者の評価は 65 点とする。なお、それらの追試験合格者の満点は 80 点とする。

- (11) 第5学年の臨床知識試験再試験については得点率が67%以上の者を合格とする。また、臨床知識試験本試験に合格している者も、臨床知識試験再試験を模擬試験として受験しなければならない。
- (12) 追再試験欠席者の評価は0点とする。
- (13) 臨床実習は、各科の評価項目に沿って評価し、本規程第9条第2項に示す基準を満たした者を合格とし、単位を認定する。

(進級基準)

第7条 進級基準は、次の通り定める。

- (1) 第2、第3、第4学年にそれぞれ進級できる者は科目試験すべてに合格し、当該学年の総括試験に合格した者とする。
- (2) 前号に加えて第4学年に進級できる者は、朝テストと実力試験に合格した者とする。
- (3) 第5学年に進級できる者は第4学年の朝テスト、すべての科目試験、実力試験、総括試験、及び共用試験歯学系CBT、OSCEに合格した者とする。
- (4) 第6学年に進級できる者は歯科臨床教育の単位を修得した者とする。

(登院資格)

(第4学年の総括試験及び歯学生共用試験)

第7条 総括試験(第2条第1項第9号の歯科医学統合教育の成績を評価する試験)の受験資格、試験、評価については以下に定める。

- (1) 総括試験は当該年度内に3回実施する。
- (2) 3回分の平均得点率が65%以上の者を合格とする。不合格者には再試験を1回実施し、得点率70%以上の者を合格とする。
- 2 歯学生共用試験GBT(以下「GBT」という)及び歯学生共用試験OSCE(以下「OSCE」という)は、次の要件をすべて満たす者に受験資格を与える。
- (1) 当該年度のすべての科目及び総括試験に合格している者
- (2) 当該年度の朝テスト受験率80%以上かつ総合得点率65%以上の者
- (3) 当該年度のコアカリに沿った講義Ⅰ～Ⅲ・実習の開講コマ数のそれぞれに80%以上出席し、スリップ帳等の要件を満たす者
- 3 CBT及びOSCEの合格基準は、公益社団法人医療系大学間共用試験実施機構が規定する到達基準に準ずる。また、再試験についても同様とする。
- 4 当該年度のGBT及びOSCEの合格者に、当該年度の開講科目の単位を与える。

(登院資格)

第8条 共用試験歯学系（CBT、OSCE）に合格し、スチューデント・デンティスト認定運営協議会が定める認定基準を満たす者にスチューデント・デンティストの称号を付与し登院資格を与える。

（歯科臨床教育）

第9条 歯科臨床教育における自験必須項目は、次の通り定める。

- ・ 医療面接
- ・ 診療録の作成
- ・ バイタルサイン
- ・ 頭頸部の診察
- ・ 口内法エックス線撮影
- ・ 口腔内検査
- ・ コンポジットレジン修復
- ・ ラバーダム防湿
- ・ 感染根管治療
- ・ プラークコントロール指導
- ・ スケーリング・ルートプレーニング
- ・ クラウンブリッジ
- ・ 部分床義歯・全部床義歯
- ・ 単純抜歯（永久歯）
- ・ 予防・指導
- ・ チーム医療・地域医療

2 前項の自験必須項目及び各科で設定の項目について、次の通り評価する。

評価をA（完全にできる）

B（できる）

C（できない）とする。

評価A、Bが合格、Cは不合格とする。またPost-CC PX（CPX・CSX）

第8条 第5学年に進級した者は、スチューデント・デンティストに認定し、スチューデント・デンティストの称号を付与し登院資格を与える。

（第5学年の臨床知識試験）

第9条 臨床知識試験（第2条第1項第10号の歯科臨床教育の成績を評価する試験）の受験資格、試験、評価については以下に定める。

(1) 歯科臨床教育は臨床実習及び臨床講義、総合講義からなり、2つの講義のそれぞれの開講コマ数の出席率が、臨床知識試験の各回及び再試験の前日までに80%以上満たす者に受験資格を与える。

(2) 臨床知識試験は5回実施する。

(3) 総合得点率67%以上の者を合格とする。ただし、総合得点率の算出は第1回、第2回、第3回、第4回、第5回の各臨床知識試験の得点率にそれぞれ0.2、0.1、0.1、0.1、0.5を乗じ、合計した値とする。

(4) 不合格者には再試験を1回実施し、得点率70%以上の者を合格とする。なお、臨床知識試験本試験に合格している者も、臨床知識試験再試験を模擬試験として受験しなければならない。ただし、本試験合格者が海外研修等により受験できない場合はこれを免除する。

の合格基準は次の内容とする。

CPX：基本6項目すべてにおいて「適切」であること。

CSX：全評価項目数及び重要評価項目数におけるレベル0の数が本学で定める数以内であること。

3 CSXの不合格者に対しては再試験を行う。

(成績不振者の・留年者の取り扱い)

第10条 留年者の取り扱いについては、次の通り定める。

(1) 各学年において、1科目以上の受験・評価失格者、総括試験または第4学年における共用試験歯学系の不合格者は、原級に留め、すべての科目を再履修する。

(2) 委員会預かりで教育・評価の結果が不合格の者は原級に留め、すべての科目を再履修する。

(3) 第1学年の留年者で、新入生研修、早期臨床体験学習、基礎学力充実科目、情報科学の各科目試験に合格している場合は、これらの科目の再履修は免除する。

(4) 第1～4学年の成績不振者及び留年者は夏休み中に補講を受けなければならない。

(第5学年の臨床実習及び診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験)

第10条 歯科臨床教育における臨床実習の自験必須項目は、次の通り定める。

- (1) 医療面接
- (2) 診療録の作成
- (3) バイタルサイン
- (4) 頭頸部の診察
- (5) 口内法エックス線撮影
- (6) 口腔内検査
- (7) コンポジットレジン修復
- (8) ラバーダム防湿
- (9) 感染根管治療
- (10) プラークコントロール指導
- (11) スケーリング・ルートプレーニング
- (12) クラウンブリッジ
- (13) 部分床義歯・全部床義歯
- (14) 単純抜歯（永久歯）
- (15) 予防・指導
- (16) チーム医療・地域医療

2 前項の自験必須項目及び各科設定項目の合格基準については、当

該年度の臨床実習必携に定める。

- 3 診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験Post-CC PXとして臨床実地試験（CPX）と一斉技能試験（CSX）を実施する。臨床実地試験（CPX）と一斉技能試験（CSX）の受験資格及び合格基準等については別に定める。
- 4 第2項の臨床実習において臨床実習必携に示す当該診療科の評価項目を充たし、かつ前項の試験に合格した者を臨床実習の合格（完了）者とする。
- 5 前条の臨床知識試験及び前項の臨床実習の合格（完了）者に歯科臨床教育の単位を与える。

（卒業の認定・学位の授与）

第11条 次の要件を満たす者には卒業資格及び学位授与資格を与え、卒業証書・学位記を授与する。

- (1) 総括講義の出席条件を満たす者（受講しなければならない講義数の80%以上出席を要件）
- (2) 第6学年において本学が指定する3回の特別試験すべての受験者
- (3) 学士試験2の合格者（学士試験2本試験を「復活試験」として受験した場合は、学士試験2再試験の合格者）
- (4) 本学に6年以上（編入生は5年以上）在学して246単位を修得、学士試験に合格し、2月に開催する報告会に出席して歯科医師国家試験の自己解答を提出した者。

（第6学年の学士試験）

第11条 学士試験（第2条第1項第11号の歯科医学統括教育の成績を評価する試験）の受験資格、試験、評価については以下に定める。

- (1) 歯科医学統括教育は総括講義からなり、学士試験1（学士試験1-①、学士試験1-②、学士試験1-③）、学士試験1再試験、学士試験2及び学士試験2再試験を実施する。なお、学士試験1及び学士試験2の再試験はそれぞれ1回とする。
- 2 学士試験1の受験資格は、原級留置者において当該年度の前年度中に開講する「基礎特別講義」の出席率が開講コマ数の80%以上であることを条件とする。
  - (1) 学士試験1本試験の合格基準は、学士試験1-①、学士試験1-②及び学士試験1-③の得点を合計した得点率が、必修問題で80%以上かつ必修以外の問題で67%以上の者を合格とする。また、学士試験1再試験は必修問題で80%以上かつ必修以外の問題で70%以上の得点率で合格とする。
- 3 学士試験2においては次の要件をすべて満たす者に受験資格を与える。

- (1) 学士試験 1 の合格者
  - (2) 学士試験 2 までの総括講義の出席率が80%以上の者
  - (3) 朝小テストの受験率が80%以上の者
  - (4) 原則として、学士試験 2 までに実施するすべての試験（学士試験本試験 1～3、再試験及び模擬試験）を受験すること。
- 4 学士試験 2 本試験の合格基準は、必修問題の得点率が80%以上かつ一般問題及び臨床実地問題のそれぞれの得点率が73%以上とする。ただし、当該試験の総合得点率50位以内の者が必修問題、一般問題、臨床実地問題のそれぞれの合格基準を満たしていない場合、正答数にそれぞれ 1 問加算した得点率で合否判定する。
  - 5 学士試験 2 再試験の合格基準は、必修問題の得点率が80%以上かつ領域別評価（総論・各論）においてそれぞれの偏差値が基準値以上とする。なお偏差値は当該年度の本学指定の試験結果により定める。
  - 6 学士試験 1 の不合格者は学士試験 2 本試験を「復活試験」として受験することができる。受験資格は「復活試験」までの総括講義の出席率が90%以上及び本条第 3 項第 3 号及び第 4 号とする。
  - 7 学士試験 2 本試験を「復活試験」として受験した者の合格基準は、学士試験 2 本試験と同様とする。
  - 8 第 6 項の「復活試験」の合格者は、学士試験 2 再試験を受験することができる。なお合格基準は学士試験 2 再試験と同様とする。学士試験 2 再試験の合格者を学士試験 2 の合格者とする。
  - 9 学士試験 2 の合格者に歯科医学統括教育の単位を与える。

（進級基準）

第 1 2 条 進級基準は次の通り定める。

- (1) 第 2、第 3、第 4 学年にそれぞれ進級できる者は、当該年度のすべての科目及び総括試験の合格者とする。

- (2) 第5学年に進級できる者は、当該年度のCBT及びOSCEの合格者とする。
- (3) 第6学年に進級できる者は、臨床知識試験及び臨床実習の合格(完了)者とする。

(成績不振者・原級留置者の取り扱い)

第13条 原級留置者の取り扱いについては、次の通り定める。

- (1) 各学年において、前条の規定を満たさない者は原級留置とし、すべての科目を再履修する。
- (2) 第1学年の原級留年者で、早期臨床体験学習、基礎学力充実科目、情報科学の各科目試験に合格している場合は、これらの科目の再履修は免除する。

(卒業の認定・学位の授与)

第14条 次の要件をすべて満たす者に卒業資格及び学位授与資格を与え、卒業証書・学位記を授与する。

- (1) 学士試験2の合格者
- (2) 本学に6年以上(編入生は5年以上)在学して246単位を修得した者
- (3) 学士試験に合格し、歯科医師国家試験後に実施する報告会に出席して自己解答を提出した者

#### 附 則

- 1 この規程は、平成27年3月26日より施行する。
- 2 この規程は、平成28年3月24日より改正した。
- 3 この規程は、平成29年3月28日より改正した。
- 4 この規程は、平成29年4月1日より改正した。
- 5 この規程は、2018年2月22日より改正した。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成27年3月26日より施行する。
- 2 この規程は、平成28年3月24日より改正した。
- 3 この規程は、平成29年3月28日より改正した。
- 4 この規程は、平成29年4月1日より改正した。
- 5 この規程は、2018年2月22日より改正した。

- 6 この規程は、2019年3月15日より改正した。
- 7 この規程は、2019年4月1日より改正した。
- 8 この規程は、2020年4月1日より改正した。
- 9 この規程は、2020年11月26日より改正した。
- 10 この規程は、2022年4月1日に改正した。
- 11 改正後の第2条第3項及び第11条第4号の規定にかかわらず、2021年度以前入学者（2021年度1年次における留年者、復学者、再入学者、又は2020年度以前から1年次に留まる者を除く。）については、従前の例による。
- 12 この規程は、2023年1月1日に改正した。
- 13 この規程は、2023年4月1日に改正した。
- 14 この規程は、2023年7月27日に改正した。

別表略

- 6 この規程は、2019年3月15日より改正した。
- 7 この規程は、2019年4月1日より改正した。
- 8 この規程は、2020年4月1日より改正した。
- 9 この規程は、2020年11月26日より改正した。
- 10 この規程は、2022年4月1日に改正した。
- 11 改正後の第2条第3号及び第11条第4項の規定にかかわらず、2021年度以前入学者（2021年度1年次における留年者、復学者、再入学者、又は2020年度以前から1年次に留まる者を除く。）については、従前の例による。
- 12 この規程は、2023年1月1日に改正した。
- 13 この規程は、2023年4月1日に改正した。
- 14 この規程は、2023年7月27日に改正した。
- 15 この規程は、2024年4月1日に改正した。

別表略